

(改正後全文)

## 北広島市食育推進懇談会設置要綱

(平成 23 年 3 月 10 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 市長は、食を通じて市民の心と体の健康を支える食育活動について、関係団体等が共通認識を持ち、自主的かつ連携しながら食育の推進の取組に関し必要な意見交換を行うため、北広島市食育推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(意見交換)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 食育の推進方策に関する事。
- (2) 関係機関・団体等の連携及び推進活動に関する事。
- (3) その他食育の推進のため、必要と認める事項に関する事。

(構成)

第 3 条 懇談会は、委員 12 名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 食品関連事業者
- (2) 生産者及び消費者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募に応じた者(市内に住所を有する者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に座長及び副座長を置き、座長及び副座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会の進行を務める。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第 5 条 懇談会の開催は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間とする。

(謝礼及び旅費)

第 6 条 懇談会に参加した委員に謝礼及び旅費を支払う。

2 委員の謝礼の額は、1 回につき 5,000 円とする。

3 委員の旅費は、鉄道賃及び車賃とし、その額は、北広島市職員の旅費に関する条例(昭和 44 年広島町条例第 17 号)において定める旅費の額とする。

(改正後全文)

(関係者の出席)

第7条 懇談会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。